

安平町告示第 79 号

安平町浄化槽修理等見舞金支給要綱を次のとおり定める。

令和 2 年 6 月 26 日

安平町長 及 川 秀一郎

安平町浄化槽修理等見舞金支給要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、平成 30 年北海道胆振東部地震により被害を受けた浄化槽の修理等を実施した者に対し、安平町浄化槽修理等見舞金（以下「浄化槽修理等見舞金」という。）を支給することにより、災害を受けた町民の経済的負担の緩和と生活再建に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 平成 30 年北海道胆振東部地震により生ずる被害をいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、浄化槽を所有し使用している者をいう。

(浄化槽修理等見舞金の支給)

第 3 条 家屋のり災区分が一部損壊以上で、災害において浄化槽が、被害を受け修理等を行った場合で別紙様式 1 及び応急的又は修理等を行った事が分かる書類を添え、その所有者の代表として申請した者に対して次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。ただし、災害後に安平町合併浄化槽設置整備事業補助金交付規則に基づく補助金の交付を受けたものは除く。

- (1) 浄化槽の修理等をした場合 上限 50,000 円
- (2) 浄化槽の修理等費用が 50,000 円以下の場合 その実費分

(遺族の範囲等)

第 4 条 浄化槽修理等見舞金を支給する遺族の範囲及びその順位は、災害弔慰金の支給の例による。この場合において、浄化槽修理等見舞金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものともなす。

(支給の制限)

第 5 条 町長は、浄化槽修理等見舞金を受けるべき者の故意又は重大な過失によるものである場合は、その全部又は一部を支給しないことができる。

2 町長は、偽りその他不正の行為により浄化槽修理等見舞金の支給を受けた者がいるときは、その者から当該浄化槽修理等見舞金を返還させることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、浄化槽修理等見舞金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年9月6日から適用する。